

受講規約

第一条(目的)

本受講規約（以下「本規約」という）は、SEEDS OF LIGHT および NLP ミレニアムジャパン（以下、併せて甲という）と本サイト記載の甲の主催するセミナー等の受講希望者(以下、乙という）との間に契約されるものとします。

第二条（受講の申込）

乙は受講希望のセミナー等(以下、講座という）の申込を、甲の運営するウェブサイト上、並びにその他、甲が定める他の手続にて行うものとします。

第三条（受講の承諾）

甲は乙による受講申込後、乙に対して講座の受講を許諾する旨を、電子メール又は書面にて通知するものとします。

乙は、甲が本サイト上、またはその他で掲示する受講料金を支払うものとし、甲による乙の講座受講料金全額の入金を確認後、乙は正式に講座受講資格を取得するものとします。但し、甲乙間において講座受講料支払い条件が両者合意の元で、別途書面にて取り交わされていた場合はそれを優先します。

第四条(登録情報)

甲は乙の登録情報を甲の運営するウェブサイト上に掲載されるプライバシーポリシーに従い、使用することができるものとします。

乙は更に必要に応じ、認定書等の申請に必要とされる自己の正確な情報を甲に伝えなければなりません。

第五条（講座内容の権利）

講座内容及び使用されるテキスト等は、甲の許可無くいかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行う事を禁止します。

1. 乙は講座を録音並びに録画することは出来ません。
2. 甲は講座内容を録画並びに撮影したものを甲の運営するウェブサイト並びに印刷物等に使用することが出来るものとします。その際、特に乙の了承は求めません。
3. 上記(2)において、乙に不都合が生じた場合は直ちに甲に対しその旨を伝え 甲は速やかに問題部分の訂正削除をするものとします。ただし、甲はそれ以上の責は一切免責されるものとします。

第六条（乙の守秘義務）

乙は講座内容の中で知り得た個人情報やプライバシーに関しては、守秘義務を徹底しなければなりません。それに違反し、乙と他の乙との間に紛争等の事態が生じた場合、甲は一切を免責されるものとします。

第七条（キャンセル）

1. 甲は、講座運営上やむを得ない場合が生じたとき、乙に事前の通知なく、当該講座の運営を中止または停止できるものとします。
その場合甲は 10 営業日以内に当該講座についての受講料金を乙の指定する銀行口座に振り込むこととします。
但し、甲の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任は免責されるものとします。
2. ②乙の都合による講座のキャンセルは、以下のキャンセル費用を申し受けるものとします。
(但し、講座開催日の前日を 1 日前とする。)
 - 講座開催日の 30 日前まで 講座参加費用の 30%
 - 講座開催日の 7 日前まで 講座参加費用の 50%
 - 講座開催日の 2 日前まで 講座参加費用の 80%
 - 講座開催日当日以降 講座参加費用の 100%この場合甲は乙に対し当該月の翌月末までに、乙の指定する銀行口座にその差額を払い込むものとします。
その場合、払込にかかる手数料は乙の負担とします。

3. 別途規約のある講座、および甲により公開されているサイト上などで明言されている条件についてはそれを優先します。

第八条（受講の振替）

講座によっては振替が可能なものがあるが、その場合以下の条件を満たす事が必要となります。

1. 乙がやむをえない理由により当該受講を途中欠席し、甲がそれを認めた場合、乙は規定の講座振替手数料を支払うことで次回開催される同一の講座において欠席日と同一内容の日程に参加することが出来るものとします。
2. 乙が申込講座以外の他の講座へ、受講講座すべての振替を希望する場合は、特に以下の条件を満たすことを必要とします。
 1. 甲が講座の振替を認可していること。
 2. 当初の申込講座が、開催前であること、あるいはその講座の開催日より15日以内に講座振替希望である旨を申請すること。
 3. 当初の申込講座への出席が皆無であること。
 4. 当初の申込講座開催日より1年以内に開催される講座であること。
 5. 当初の申込講座より振替希望講座の講座費用が高く、差額が生じた場合はその不足金額の入金があること。
 6. 規定の手数料の支払いがあること。
3. 当初の申込講座と振替希望講座の間に生じた残金は、手数料を相殺され、その他の残りは返金されないものとします。ただし残金が手数料に満たない場合、乙はその差額を支払わなければなりません。

第九条(乙の資格停止及び取り消し)

乙が以下の項目に該当する場合、甲は乙に対し修正あるいは改善を求め、乙がこれに応じない場合、甲は直ちに乙の講座参加を拒否し、乙の資格を停止、または将来に向かって取り消すこととします。本条項に該当する場合は、受講費用の返金は行われぬものとします。また今後、甲の行うセミナー等への参加を認めません。

1. 本規約に違反した場合。
2. 受講申込において、虚偽の申告を行った場合。

3. 講座中の他の受講生に対する勧誘、販売等の行為またはその準備を目的とした行為があった場合
4. 他の受講生に対しての迷惑行為があった場合
5. 甲の業務遂行上において、乙が著しい妨げになったと甲が判断した場合
6. その他、甲が乙の講座参加を不適切と判断した場合。

第十条(損害賠償)

1. 乙が、講座に起因または関連して甲に対して損害を与えた場合、乙は甲に対し一切の損害を補償するものとします。
2. 講座に起因または関連して、乙と他の乙、その他の第三者との間で 紛争が発生した場合、乙は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、甲に生じた一切の損害を補償するものとします。

第十一条（本規約の改定）

本規約は、甲のサイトに公開された時をもって改定されたとみなします。

第十二条（業務の委託）

甲のうち NLP ミレニアム ジャパンは講座代金の回収等、その業務の円滑化に必要と思われる業務を株式会社 SEEDS OF LIGHT に委託する場合があります。

第十三条（管轄裁判所）

本規約を巡る一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

付則

本規約は平成 27 年 6 月 1 日より実施するものとします。